

◆死亡保障・高度障がい保障 リコー三愛グループ生命保険

団体定期保険

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



効力発生日と申込締切日

	申込締切日	効力発生日
契約更新時に加入・変更される場合	2025年6月30日(月)	2025年9月1日
中途加入・変更をされる場合	毎月9日 (9日が営業日でない場合は前営業日)	申込締切日の翌月1日(※)

「申込書兼告知書」提出先 申込締切日までに最寄りのリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。

(※)ただし、8月1日付の中途加入・変更はできませんのでご了承ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。



ご注意

当パンフレットには株式会社リコーと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

株式会社リコー

●事務取扱代行/リコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンター
TEL 03-3777-4273 <https://www.rnavi.com>



Rnavi

リコー三愛グループ保険サイト

左記二次元コードを、
スマートフォンのカメラで読み込み、
ホームページをご覧ください。

リコー三愛グループ生命保険について

5つの特徴

死亡・所定の高度障がい状態を保障

死亡、病気やケガによる所定の高度障がい状態を業務上・業務外を問わず24時間保障します。

加入しやすい掛金

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です。

告知によるお申込み手続き

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては「正しく告知いただくために」をご覧ください。

保険期間は1年で毎年保障額の見直しが可能

※健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

たとえ病気になられても安心の保障

ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

※年齢等によるご加入の制限がある場合があります。



保障内容について

死亡または所定の高度障がい状態を保障します。



死亡された場合



所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(9ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(11～13ページ)を必ずご確認ください。

加入資格について

- 1. 在職者** 本人の給与から控除が可能な方で、以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

(役員・従業員・常勤嘱託の方)

年 齢 条 件			資 格 条 件		
本人・配偶者		子ども(※)		配偶者	子ども(※)
・新規 ・増額	本人は14歳6カ月超60歳6カ月以下の方 配偶者は満18歳以上60歳6カ月以下の方	2歳6カ月超 22歳6カ月以下の方	新規・継続・ 増額 共通	・本人が加入していること	
・継続	80歳6カ月以下の方	22歳6カ月以下の方		・保障額は本人を上ま わらないこと	・対象者全員が加入すること (保障額は同一とする) ・保障額は本人を上まわら ないこと

(※)本人の扶養するこどもで、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

- 2. 退職者** 在職中に加入していた方

前 提 条 件		年 齢 条 件
本 人	配偶者・子ども	本人・配偶者・子ども
・退職時において過去6カ月以上 継続加入していること ・退職時に加入していた保障額と 同額もしくはそれ以下の保障額	・本人の退職前にすで に加入していること ・それまでと同額もし くはそれ以下の保障 額	在職者の継続の場合と 同じ

注 ①継続される方は、退職前にお申し出ください。お申し
出のない場合は、脱退とさせていただきます。
②退職時に現住所のご連絡をお願いします。
③退職後、住所変更がございましたら最寄のリコーク
リエイティブサービス株式会社 ライフサポートセン
ターへご連絡ください。
万一、2026年9月1日までに住所変更の連絡がない
場合、配当金をお受取りになれない場合があります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥脱退された方は同一保険年度の中で再加入はできません。
⑦本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

配当金について

過去3年間の配当実績

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

以下の配当還元率は年間払込保険料(掛金から制度運営費を控除した金額)に対する配当金の割合を示しています。

年度(保険期間)	配当還元率
2024年度 (2023年9月1日～2024年8月31日)	約 15.9 %
2023年度 (2022年9月1日～2023年8月31日)	約 14.0 %
2022年度 (2021年9月1日～2022年8月31日)	約 33.4 %

過去3年間の
平均配当還元率*
(2022年度
～2024年度)
約 21.1 %



※上記は2022年度～2024年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

※配当金のお受取りには一定の制限があります。

* 平均配当還元率とは過去3年間の配当還元率を単純平均した数値です。

リコー三愛グループ生命保険について

保険金額の自動減額について

更新日(2025年9月1日)現在で
年齢が65歳6カ月超の方

保険金額1,000万円が上限となります。

上記年齢に該当された方は、更新日付で自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。
それ以外の保険金額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。

- ※配偶者・子どもが加入されている場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額に設定いただく必要があります。
- ※配偶者も上記自動減額の取扱いが適用されます。



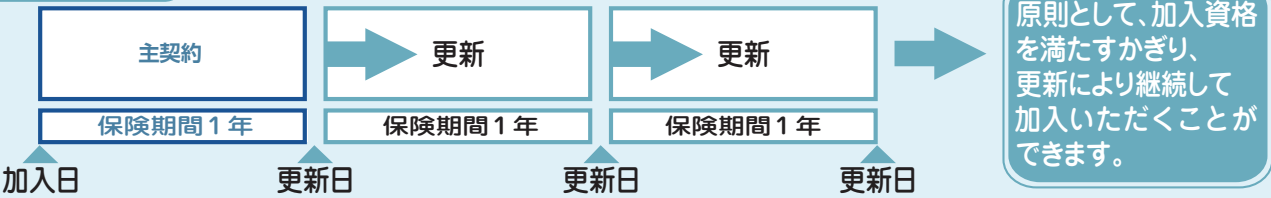
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間 1 年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは 13 ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

しくみ図 (イメージ)



主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(9 ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(11～13 ページ)を必ずご確認ください。

保障額と掛金

2025年度

(掛金の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい 保険金額)			性別	保 険 年 齢						
				15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
				H23.3.2生 H23.3.1生	S60.3.2生 H2.3.1生	S55.3.2生 S60.3.1生	S50.3.2生 S55.3.1生	S45.3.2生 S50.3.1生	S40.3.2生 S45.3.1生	S35.3.2生 S40.3.1生
年齢群団別 男女別月払掛金（概算）	本人	500万円	男性	353	442	587	826	1,190	1,700	2,589
			女性	239	379	457	629	842	1,055	1,393
		1,000万円	男性	707	884	1,175	1,653	2,381	3,400	5,179
			女性	478	759	915	1,258	1,684	2,111	2,787
		1,500万円	男性	1,060	1,326	1,762	2,480	3,572	5,101	7,768
			女性	717	1,138	1,372	1,887	2,527	3,166	4,180
		2,000万円	男性	1,414	1,768	2,350	3,307	4,763	6,801	10,358
			女性	956	1,518	1,830	2,516	3,369	4,222	5,574
		2,500万円	男性	1,768	2,210	2,938	4,134	5,954	8,502	12,948
			女性	1,196	1,898	2,288	3,146	4,212	5,278	6,968
		3,000万円	男性	2,121	2,652	3,525	4,960	7,144	10,202	15,537
			女性	1,435	2,277	2,745	3,775	5,054	6,333	8,361
		3,500万円	男性	2,475	3,094	4,113	5,787	8,335	11,902	18,127
			女性	1,674	2,657	3,203	4,404	5,896	7,389	9,755
		4,000万円	男性	2,828	3,536	4,700	6,614	9,526	13,603	20,716
			女性	1,913	3,036	3,660	5,033	6,739	8,444	11,148
		4,500万円	男性	3,182	3,978	5,288	7,441	10,717	15,303	23,306
			女性	2,152	3,416	4,118	5,662	7,581	9,500	12,542
		5,000万円	男性	3,536	4,420	5,876	8,268	11,908	17,004	25,896
			女性	2,392	3,796	4,576	6,292	8,424	10,556	13,936
		5,500万円	男性	3,889	4,862	6,463	9,094	13,098	18,704	28,485
			女性	2,631	4,175	5,033	6,921	9,266	11,611	15,329
		6,000万円	男性	4,243	5,304	7,051	9,921	14,289	20,404	31,075
			女性	2,870	4,555	5,491	7,550	10,108	12,667	16,723
	配偶者	250万円	男性	176	220	293	412	594	849	1,294
			女性	119	189	228	314	421	527	696
		500万円	男性	353	442	587	826	1,190	1,700	2,589
			女性	239	379	457	629	842	1,055	1,393
		1,000万円	男性	707	884	1,175	1,653	2,381	3,400	5,179
			女性	478	759	915	1,258	1,684	2,111	2,787
		1,500万円	男性	1,060	1,326	1,762	2,480	3,572	5,101	7,768
			女性	717	1,138	1,372	1,887	2,527	3,166	4,180
		2,000万円	男性	1,414	1,768	2,350	3,307	4,763	6,801	10,358
			女性	956	1,518	1,830	2,516	3,369	4,222	5,574
		2,500万円	男性	1,768	2,210	2,938	4,134	5,954	8,502	12,948
			女性	1,196	1,898	2,288	3,146	4,212	5,278	6,968
		3,000万円	男性	2,121	2,652	3,525	4,960	7,144	10,202	15,537
			女性	1,435	2,277	2,745	3,775	5,054	6,333	8,361

●配偶者は本人の死亡保険金額（高度障がい保険金額）と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。（本人≧配偶者）

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)			(掛金の単位：円)	
			保 険 年 齢	
			3歳～22歳	
(月払掛金 確定)	こども	200万円	140	
		400万円	280	

●こどもは本人の死亡保険金額（高度障がい保険金額）以下の保険金額でお申込みください。（本人≧こども）
●加入資格のあるこどもは全員、同一保険金額でのお申込みが必要です。

【ご注意】
年齢による保険金額の自動減額
の取扱いについて

効力発生日現在の年齢が65歳6カ月超の方は保険金額1,000万円が上限となります。
上記を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に限度額まで減額して更新されます。
本人が1,000万円に自動減額される場合、配偶者も更新日付で自動的に1,000万円に減額して更新されます。
500万円以下の保険金額で加入を希望される方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。

死亡保険金額 (高度障がい保険金 額)			性別	保 険 年 齢										
				66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
				S30.3.2生 }	S29.3.2生 }	S28.3.2生 }	S27.3.2生 }	S26.3.2生 }	S25.3.2生 }	S24.3.2生 }	S23.3.2生 }	S22.3.2生 }	S21.3.2生 }	S20.3.2生 }
				S35.3.1生	S30.3.1生	S29.3.1生	S28.3.1生	S27.3.1生	S26.3.1生	S25.3.1生	S24.3.1生	S23.3.1生	S22.3.1生	S21.3.1生
年齢群団別 男女別月払掛金 (概算)	本人	250万円	男性	1,910	2,496	2,758	3,064	3,418	3,839	4,331	4,916	5,602	6,398	7,295
			女性	932	1,232	1,369	1,530	1,710	1,905	2,126	2,381	2,693	3,068	3,517
		500万円	男性	3,822	4,992	5,517	6,130	6,838	7,680	8,663	9,833	11,206	12,797	14,591
			女性	1,866	2,464	2,740	3,062	3,421	3,811	4,253	4,763	5,387	6,136	7,035
		1,000万円	男性	7,644	9,984	11,034	12,261	13,676	15,360	17,326	19,666	22,412	25,594	29,182
			女性	3,733	4,929	5,480	6,125	6,843	7,623	8,507	9,526	10,774	12,272	14,071
	配偶者	250万円	男性	1,910	2,496	2,758	3,064	3,418	3,839	4,331	4,916	5,602	6,398	7,295
			女性	932	1,232	1,369	1,530	1,710	1,905	2,126	2,381	2,693	3,068	3,517
		500万円	男性	3,822	4,992	5,517	6,130	6,838	7,680	8,663	9,833	11,206	12,797	14,591
			女性	1,866	2,464	2,740	3,062	3,421	3,811	4,253	4,763	5,387	6,136	7,035
		1,000万円	男性	7,644	9,984	11,034	12,261	13,676	15,360	17,326	19,666	22,412	25,594	29,182
			女性	3,733	4,929	5,480	6,125	6,843	7,623	8,507	9,526	10,774	12,272	14,071



●配偶者は本人の死亡保険金額（高度障がい保険金額）と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。（本人≧配偶者）

【以下に該当される方は、必ずご確認ください。】

配偶者で保険金額750万円にご加入の方 ※掛金は18ページをご確認ください。

- ・現在、保険金額750万円に加入されている方のみ加入いただくことができます。現在、保険金額750万円にご加入の方は、同額にて自動継続されます。新たに保険金額750万円にご加入およびご変更はできません。
- ・保険金額の増額・減額を希望される方は、「申込書兼告知書」のご提出が必要となりますので、リコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターにご相談ください。
- ・一旦、保険金額の増額・減額を行った場合、その後、保険金額750万円にご加入することはできませんのでご注意ください。

- 2025年9月1日現在の保険年齢で掛金をご確認ください。
- 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)
- 《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年9月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(*)される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は、直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターまでご照会ください。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。
- なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。
- また、掛金は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、2025年3月10日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 《本人・配偶者》については、保険料の4%(円未満切捨て)が「制度運営費」として掛金に含まれております。
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 現在、パンフレットに登載されていない保険金額にご加入の方の掛金については、最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターまでお問合せください。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
- ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
- (例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
- 《本人》役員・従業員・常勤嘱託の方
新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》役員・従業員・常勤嘱託の配偶者の方
新規加入・増額は、年齢満18歳以上60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。
- 《こども》役員・従業員・常勤嘱託の扶養するこども
(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢80歳6カ月まで継続加入することができます。
- こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。
- ※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
- 継続のお手続きは、退職前に最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへお申し出ください。お申し出のない場合は、脱退とさせていただきます。退職月以降の掛金は口座振替とさせていただきます。ただし、振替手数料はお客様負担となります。
- 配当金の還付方法は、ご加入者の掛金お引落とし口座へ振込むものとします。(剰余金が生じた場合)

- 退職時に現住所のご連絡をお願いします。退職後、住所変更がございましたら最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへご連絡ください。万一、2026年9月1日までに住所変更の連絡がない場合、配当金をお受取りになれない場合があります。



ご注意

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (6)脱退された方は同一保険年度の中で再加入はできません。
- (7)本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2026年8月31日までです。
以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社リコーが生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年3月10日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

《引受保険会社》

日本生命保険相互会社(48.0%)(事務幹事会社)
明治安田生命保険相互会社(30.3%)
住友生命保険相互会社(6.5%)
第一生命保険株式会社(5.9%)
富国生命保険相互会社(5.5%)
東京海上日動あんしん生命保険株式会社(2.0%)
朝日生命保険相互会社(0.9%)
大樹生命保険株式会社(0.5%)
太陽生命保険株式会社(0.4%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、2025年9月1日(加入日(*))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記加入日(*)以外でも加入(*)可能です。
- 毎月募集時に加入(*)される場合は、毎月9日(9日が営業日でない場合は前営業日とします。)までに最寄のリーコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、加入日(*)は、その翌月1日となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 株式会社リコーの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンター経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターのご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

更に詳しい内容について（制度の詳細とその他取扱い）

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。  なお、上記によって高度障がい保険金がお支払された場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱いします。 ご注意 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかに
よって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日
から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合
には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の
一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受
取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を
「増額」と読替えます。
- (※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された
被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響
が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応
じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減して
お支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入
(*1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご
加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しま
せん。)
- したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた
場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態
等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障
がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、
故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げ
ずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被
保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由
の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明され
た場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締
結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部
またはその被保険者に対する部分が取消となることがありま
す。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的も
しくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保
険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保
険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、す
でに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を
失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部また
はその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、
複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の
③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保
険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた
額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きま
す。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他
の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称
の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させ
る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行
為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)~(オ)
のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経
過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企
業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいま
す。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供
与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支
配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な
関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有
していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者また
は保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続
を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由がある
とき。

税務上のお取扱い

【掛金】

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- 主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および
配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命
保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照くださ
い。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>

- ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調
整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当りコー三愛グループ生命保険以外に一般生命保険料控除の対
象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保
険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されま
す。当りコー三愛グループ生命保険のみの掛金に基づき計算さ
れるわけではありません。

【保険金】

- 死亡保険金
＜本人＞
相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人
死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金
がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の
金額が非課税となる場合があります。

更に詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

<配偶者・子ども>

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

〔年金〕

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

※必要経費 = 年金年額(除配当金) × 年金基金充当金 ÷ 年金お支払見込総額

税務の取扱い等について、2025年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する株式会社リコーと引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、株式会社リコー(以下、「会社」といいます。)を被保険契約者とし、会社および会社の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※ こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※ 年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	10年	定額型	年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りに代えて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。

○利息をつけて積立てる方法

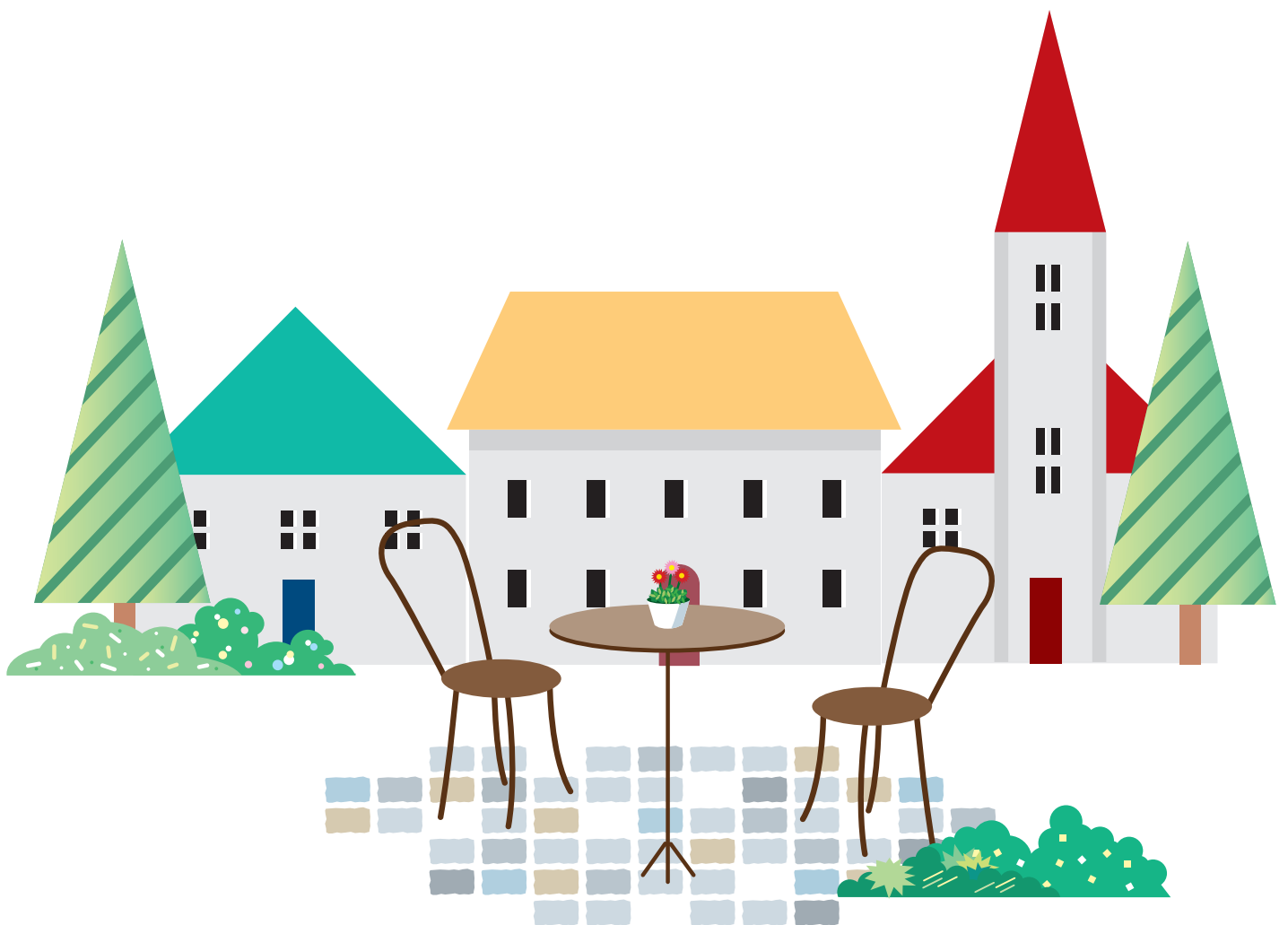
【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が40万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。

(一時金でのお受取りとなります。)



正しく告知いただくために

団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知とします。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分で確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えい ただいただけでは告知いただいたことにな りません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加 入・増額等のお申込みをお断りするもの ではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・ 増額等のお申込内容を解除させていただ き、保険金等をお支払いできないことが あります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

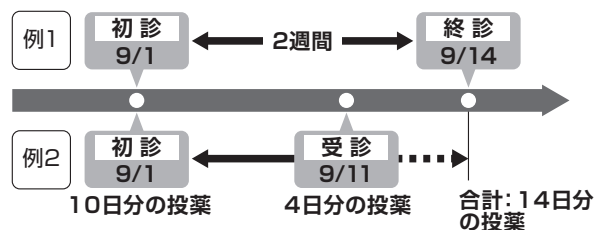
- 主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」を提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印してください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。（配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印（告知印）」を押印してください。）

（注3）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

「申込書兼告知書」記入要領

- 「申込書兼告知書」については押印の代わりに署名(フルネーム)でも申込みいただけます。
- ご記入にあたって、まずは、「黒ボールペン」をご用意ください。文字が消えるタイプのペンは使用しないでください。
- この記入要領を参考に、「申込書兼告知書」に必要事項をもれなくご記入のうえ、被保険者様ごとに押印(署名)してください。
- 新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の質問事項をご確認ください。
- 本人(主たる被保険者)が新規加入・増額申込者の告知をとりまとめのうえ、告知欄の1または2に○印をご記入ください。質問事項に対する答えが「はい」となる方や質問事項に対する答えに迷われる方がいらっしゃる場合は、2に○印を付け、該当者の氏名をご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。「被保険者の告知書」が必要な方は、最寄のリコクリエティブサービス株式会社 ライフサポートセンター(右ページ参照)までお申し出ください。
- 社員コードを右づめでご記入ください。

1 ニッセイ用
No.

申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

会社コード	所屬コード	社員コード	申込日(告知日)	申込締切日	効力発生日
		000035791	7 6 2 6	7 6 3 0	7 9 1

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日	申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
本人 (主たる被保険者)	リコー タロウ	男性	5 1 6 1	4000	印
配偶者	リコー ハナコ	女性	5 1 1 0 1 3	1000	印
子ども	リコー イチロウ	男性	2 4 1 6	400	印

本人の死亡保険金受取人	リコー ハナコ	続柄	人数
配偶者の死亡保険金受取人	シュタルヒ ホケンシャ	1	1

告知欄

新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

※主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください。)】

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

◆記入チェックリスト◆

項目	チェック項目	チェック欄
①	この「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。	
②	氏名はすべてカタカナでご記入ください。 配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。	
③	性別・生年月日をご記入ください。	
④	今回申込みされる保険金額を、パンフレット【契約概要】「保障額と掛金」を参照しご記入ください。	
⑤	申込みされる場合は、必ず被保険者様ごとに申込印を押印(もしくは署名)してください。 ※署名の場合は、フルネームで署名してください。 ※子どもが満18歳未満のときは、親権者のご自身の名前(フルネーム)を署名してください。	
⑥	新規加入の場合は、本人の死亡保険金受取人の氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。 続柄コードは「申込書兼告知書」裏面を参照のうえ、数字でご記入ください。 すでに加入されている方が死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印(もしくは訂正署名)＜⑤と同一の方法※＞のうえ、正しい内容をご記入ください。 ※満18歳未満の子どもの記入欄を署名で訂正する場合は、親権者のご自身の名前(フルネーム)で訂正署名してください。	

【年齢群団別 男女別月払掛金(概算)・配偶者】

- 配偶者で保険金額750万円にご加入の方のみ、当ページの掛金(概算)をご確認ください。
新規で加入される方、保険金額を変更される方は5～6ページに記載の保険金額からお選びください。

(掛金の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保 険金額)	性別	保 険 年 齢						
		15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
		H2.3.2生 H23.3.1生	S60.3.2生 H2.3.1生	S55.3.2生 S60.3.1生	S50.3.2生 S55.3.1生	S45.3.2生 S50.3.1生	S40.3.2生 S45.3.1生	S35.3.2生 S40.3.1生
750万円	男性	530	662	880	1,239	1,785	2,550	3,884
	女性	358	568	686	943	1,263	1,582	2,090

(掛金の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保 険金額)	性別	保 険 年 齢										
		66歳～70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
		S30.3.2生 }	S29.3.2生 }	S28.3.2生 }	S27.3.2生 }	S26.3.2生 }	S25.3.2生 }	S24.3.2生 }	S23.3.2生 }	S22.3.2生 }	S21.3.2生 }	S20.3.2生 }
		S35.3.1生	S30.3.1生	S29.3.1生	S28.3.1生	S27.3.1生	S26.3.1生	S25.3.1生	S24.3.1生	S23.3.1生	S22.3.1生	S21.3.1生
750万円	男性	5,732	7,488	8,275	9,195	10,256	11,520	12,994	14,749	16,808	19,195	21,886
	女性	2,799	3,697	4,110	4,593	5,132	5,716	6,380	7,144	8,080	9,204	10,552

- 2025年9月1日現在の保険年齢で掛金をご確認ください。
- 掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)
- 上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年9月1日)から適用します。
なお、掛金は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、掛金が高くなります。
また、掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
- 保険料の4%(円未満切捨て)が「制度運営費」として掛金に含まれております。
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

リコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンター

保険金を請求する状態が発生した場合は、最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへご連絡ください。

< 東京 > 〒143-8555
大田区中馬込1-3-6
TEL：03-3777-4273

< 仙台 > 〒980-0022
仙台市青葉区五橋1-5-3
アーバンネット五橋ビル3F
TEL：022-223-4456

< 名古屋 > 〒464-0075
名古屋市千種区内山2-14-29
リコエレメックス今池ビル6F
TEL：052-745-3126

< 大阪 > 〒541-0056
大阪市中央区久太郎町1-6-29
JRE堺筋本町スクエア9F
TEL：050-3534-0194

< 広島 > 〒730-0013
広島市中区八丁堀3-33
広島ビジネスタワー14F
TEL：082-227-6677

< 福岡 > 〒810-0004
福岡市中央区渡辺通2-1-82
電気ビル共創館13F
TEL：050-3817-1786

[お申込み手続き]

新規に加入される方	「申込書兼告知書」を最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターへご提出ください。 また、受取人を複数人指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
死亡保険金受取人を変更される方	「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。 (「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。なお、「死亡保険金受取人指定書」が必要な方は、最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターまでお申し出ください。
その他内容の変更がある方 (増額・減額・脱退・改姓等)	最寄のリコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンターまでお問合せください。
 ご注意	必要事項が記入・押印(署名)されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印(署名の場合は訂正署名)のうえ、正しい内容をご記入ください。 ※満18歳未満のこどもの記入欄を署名で訂正する場合は、親権者をご自身の名前(フルネーム)で訂正署名してください。

ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、 右記の団体窓口まで お問合せください。	<団体お問合せ先> リコークリエイティブ サービス株式会社 ライフサポートセンター 【営業時間 平日 9:00~17:00】 TEL 03-3777-4273
引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、 右記の日本生命窓口まで ご連絡ください。	<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(931-1335)をお知らせください。 【受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

[指定紛争解決機関]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。